

「請戸もの」ロゴマーク使用ガイド

1 はじめに

この使用ガイドは、「請戸もの」ロゴマークの使用に際してのガイドラインです。統一したイメージを保つために、「請戸もの」ロゴマークを使用する際は、本使用ガイドに沿って正しくご活用いただきますようお願いします。

2 利用申請について

「請戸もの」ロゴマークを使用する場合は、個人的または限られた範囲内で使用する場合等を除いて、浪江町への使用承認申請書の提出が必要になります。デザインの使用料は無料です。

※使用承認申請書の提出先 浪江町役場農林水産課農林水産係

3 請戸ものロゴマーク



<ロゴマークの説明>

請戸の海は、黒潮と親潮が混じりあい栄養価が高く、その象徴が緑色の海です。その象徴を緑色の波で表現し、また、一目見て印象に残るようにシンプルなデザインになっています。

一般公募により、令和6年3月に「請戸もの」ロゴマークが完成しました。

4 「請戸もの」ロゴマークをご使用いただく上での遵守事項

以下の遵守事項をご理解いただき、ご使用願います。

- (1) 浪江町の請戸漁港で水揚げされた海産物「請戸もの」のPRにつながる取組であること。

- (2) 加工品の場合は、原材料に請戸漁港で水揚げされた海産物を使用していること。
- (3) 飲食店で提供する料理の場合は、請戸漁港で水揚げされた海産物を使用していること。
- (4) 「請戸もの」商品を積極的にお客様にお薦めして頂けること。
- (5) 比率を変えて、また変形させて使用しないこと。
ロゴマークに重ならないように、店名等を記載することは問題ありません。
- (6) 指定色を変更せずにカラー表示すること。ただし、町長が特に認める場合は、単色等で表示することができる。

5 請戸ものについて

福島の海では、多種多様な魚介類が水揚げされ、寒流と暖流が交わる豊かな漁場で魚の身質が良く、「常磐もの」と呼ばれています。中でも請戸の海でとれた「**請戸（うけど）もの**」は全国の市場で高い評価を受けています。

町内の水産業関係者が一体となって、「請戸もの」の魅力や美味しさを伝えるため、各種情報発信事業により、「請戸もの」の認知度向上および消費拡大に取り組んでいます。

【お問い合わせ】

浪江町農林水産課農林水産係 電話 0240-34-0246